

### 平成30年度峡南医療センター企業団決算に基づく資金不足比率算定表

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成30年度峡南医療センター企業団決算に基づく資金不足比率を次のとおり算定しました。

名 称	平成30年度	法が定める経営健全化基準
資金不足比率	1.9%	20%

資金不足比率の算定

(算 式)

○資金不足比率（法適用企業）＝ 資金の不足額（A）／事業の規模（B）

$$= 77,627千円 / 4,044,079千円$$

$$= 1.9\%$$

(説明)

(A) 資金の不足額 (法適用企業)	(流動負債＋地方債の現在高(※1)－流動資産)－解消可能資金 不足額 ＝(1,032,601千円＋0千円－954,974千円) －0千円 ＝ <u>77,627千円</u>
(※1) 地方債 の現在高	建設改良費・準建設改良費以外の経費の財源に充てるために起こ した地方債の平成30年度決算における残高から、当該地方債のう ち流動負債として整理されているものの現在高を控除した額
(B) 事業の規模 (法適用企業)	営業収益の額－受託工事収益の額 ＝4,044,079千円－0千円 ＝4,044,079千円